

令和2年7月豪雨災害廃棄物処理基金補助金交付要項

(通則)

第1 令和2年7月豪雨災害廃棄物処理基金補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、環境省「災害等廃棄物処理促進費補助金(災害廃棄物処理基金)交付要綱」、環境省「災害廃棄物処理基金事業実施要領」及び熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(目的)

第2 補助金は、令和2年7月豪雨により被害を受けた市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業(以下「災害等廃棄物処理事業」という。)を実施するために発行した地方債の元利償還金に充てるため、市町村に基金を造成することを目的とする。

(交付先)

第3 補助金の交付先は、災害等廃棄物処理事業の事業費の額(実績額)が次のいずれかに該当する市町村とする。

- (1) 当該市町村の令和2年度(2020年度)の標準税収入が50億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村
- (2) 当該市町村の令和2年度(2020年度)の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村
- (3) 当該市町村の令和2年度(2020年度)の標準税収入が100億円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の50%を超える市町村

(交付の対象となる事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業は、令和2年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業費補助金の交付決定を受け、かつ、「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」(平成19年4月2日付け環廃対発第070402002号環境事務次官通知)に則りごみ処理事業及びし尿処理事業(対象事業の範囲については、別表1のとおりとする。)を実施するために発行した地方債の元利償還金に充てるため、市町村が基金を造成する事業とする。

2 基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れ、基金事業に要する経費に充てることができる。

(交付の対象となる経費)

第 5 補助金の交付の対象となる経費は、市町村が第 4 の事業を実施するための基金積立金とする。

(補助金の交付限度額)

第 6 補助金の交付限度額は、次の算定式で算定された額とする。

$$X = (A \times 2.5\% - B \times 0.5\%) \times 90\%$$

X : 令和 2 年 7 月豪雨災害廃棄物処理基金補助金の交付限度額 (千円未満切捨て)

A : 令和 2 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業費補助金の交付を受け実施する事業の事業費 (実績額)

B : 市町村の令和 2 年度 (2 0 2 0 年度) 標準税収入額

(交付申請)

第 7 規則第 3 条第 1 項に規定する申請書は、様式第 1 号によるものとし、その提出期限については別途定める日までとする。

(交付決定)

第 8 規則第 6 条に規定する補助金の交付決定の通知は、様式第 2 号によるものとする。

(補助事業の中止・廃止)

第 9 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、様式第 3 号により知事の承認を受けるものとする。

(補助金の請求等)

第 1 0 補助金は、規則第 6 条の規定により交付決定の通知を行った後、速やかに支払うものとする。

2 市町村は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 4 号による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 1 1 規則第 1 3 条に規定する補助事業実績報告書は、様式第 5 号によるものとし、その提出期限については事業を完了した日 (補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日) から起算して 3 0 日を経過した日又は翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定等)

第 1 2 規則第 1 4 条に規定する補助金交付確定通知書は、様式第 6 号によるものとする。

(交付決定の取消し等)

第 1 3 知事は、第 9 により補助事業の中止又は廃止の承認をしたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

2 知事は、市町村が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要項に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

3 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 知事は、第 2 項に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

(補助金の経理)

第 1 4 補助金に係る証拠書類等の管理については、予算及び決算との関係を明らかにし、これを補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(書類の提出部数)

第 1 5 この要項により知事に提出する書類の提出部数は、各 1 部とする。

(雑則)

第 1 6 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和 3 年 (2 0 2 1 年) 1 0 月 1 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 関係)

事業項目	事業名	事業実施主体	事業内容
<p>災害等廃棄物処理事業</p>	<p>ごみ処理事業及びし尿処理事業</p>	<p>市町村</p>	<p>(ごみ処理)</p> <p>(1) 災害廃棄物の収集・運搬及び処分を行う処理事業(公物管理者が存在する地域において、生活環境保全上の支障により災害廃棄物を市町村が実施主体となって処理する事業を含む。)であって、民間事業者及び地方公共団体への委託を含むものとする。</p> <p>(2) 市町村が解体の必要があると判断した全壊又は半壊の損壊家屋等であって、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについて市町村が行う解体、収集・運搬及び処分を含むものとする。</p> <p>なお、上記解体処理事業については、個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者並みの公益法人等を含む。以下「中小企業者」という。)が所有するものに限る。)事業所等(中小企業者が所有するものに限る。)を対象とする。</p> <p>(し尿処理)</p> <p>市町村が特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等より排出されたし尿の収集・運搬及び処分を行う事業。</p>

様式第 1 号（第 7 関係）

文 書 番 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長名

令和 2 年 7 月豪雨災害廃棄物処理基金補助金の交付申請書について

標記について、熊本県補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業等の目的及び内容
- 2 交付を受けようとする補助金の金額 金 円
- 3 補助金の算出の基礎
別添書類のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 基金造成計画書（別紙 1）
 - (2) 令和 2 年 7 月豪雨災害廃棄物処理基金補助金補助額算定表（別紙 2）
 - (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本（別紙 3）
 - (4) 令和 2 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業費補助金の額の確定通知書の写し
 - (5) 地方債償還計画表（別紙 4）
 - (6) その他知事が必要と認める書類

基金造成計画書

基金の保有区分	保管予定額	備考
	(単位：円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

別紙 2

令和 2 年 7 月豪雨災害廃棄物処理基金補助金 補助額算定表

(金額：円)

<p>A 令和 2 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の事業費</p> <p>市町村で構成する一部事務組合等が実施した災害等 廃棄物処理事業の事業費を含む実績額。</p>	
<p>B 令和 2 年度 (2 0 2 0 年度) 標準税収入</p>	
<p>X 令和 2 年 7 月豪雨災害廃棄物処理基金補助金交付限度額</p> <p>$X = (A \times 2.5\% - B \times 0.5\%) \times 90\%$ (千円未満切捨て)</p>	
<p>今回交付申請額</p>	

別紙 3

歳入歳出予算（見込）書抄本

市町村名

（単位：円）

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
（款）		（款）		
（項）		（項）		
（目）		（目）		
（節）		（節）		
合 計		合 計		

地方債償還計画表

市町村名	
年度起債額	

(年 月借入)

摘要	期日		未償還元金	計	償還所要額	
	年	月			元金	利息
償還 1回						
償還 2回						
償還 3回						
償還 4回						
償還 5回						
償還 6回						
償還 7回						
償還 8回						
償還 9回						
償還 10回						
償還 11回						
償還 12回						
償還 13回						
償還 14回						
償還 15回						
償還 16回						
償還 17回						
償還 18回						
償還 19回						
償還 20回						
償還 21回						
償還 22回						
償還 23回						
償還 24回						
償還 25回						
償還 26回						
償還 27回						
償還 28回						
償還 29回						
償還 30回						

様式第2号(第8関係)

令和 年(年) 月 日
循社第 号

市町村長 様

熊本県知事 印

令和2年7月豪雨災害廃棄物処理基金補助金交付決定通知書
年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和2年7月豪雨災害
廃棄物処理基金補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により
下記の条件を付して、金 円を交付することに決定したので、同規則第6
条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及び内容は、 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりとすること。
- 2 本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)及び令和2年7月豪雨災害廃棄物処理基金補助金交付要項の規定に従わなければならない。

様式第3号（第9関係）

文 書 番 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長名

補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け循社第 号で令和2年7月豪雨災害廃棄物処理
基金補助金の交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり事業を中止（廃
止）したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）後の措置

様式第 4 号 (第 1 0 関係)

文 書 番 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長名

令和 2 年 7 月豪雨災害廃棄物処理基金補助金支払請求書

年 月 日付け循社第 号で交付決定の通知を受けた令和 2 年 7 月豪雨災害廃棄物処理基金補助金の支払を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第 1 6 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 基金の名称

2 請求金額 金 円

3 請求金額の内訳

(単位：円)

経費区分	交付決定額	既受領済額	差引請求額
令和 2 年 7 月豪雨災害廃棄物処理基金補助金			-

4 振込先金融機関及び口座

(フリガナ) 受取人住所	〒
(フリガナ) 名義	
振込先金融機関名 (金融機関コード)	銀行・金庫 支店
預貯金種別	普通・当座・通知・別段
口座番号	

「1 基金の名称」は、市町村の基金設置条例で定められた名称を記載すること。

様式第 5 号（第 1 1 関係）

文 書 番 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長名

令和 2 年 7 月豪雨災害廃棄物処理基金補助事業実績報告書

年 月 日付け循社第 号で令和 2 年 7 月豪雨災害廃棄物処理基金補助金の交付決定を受けた補助事業の実績について、熊本県補助金等交付規則第 13 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 基金造成事業実施状況調書（別紙 1 ）
- (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本（別紙 2 ）
- (3) その他知事が必要と認める書類

別紙 1

基金造成事業実施状況調書

基金の保有区分	造成年月日	保管額 (単位：円)	年利率	備考
合計額				

別紙 2

歳入歳出決算（見込）書抄本

（市町村名）

（単位：円）

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
（款）		（款）		
（項）		（項）		
（目）		（目）		
（節）		（節）		
合 計		合 計		

様式第6号(第12関係)

循社第 号
年 月 日

市町村長 様

熊本県知事 印

令和2年7月豪雨災害廃棄物処理基金補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した令和2年7月豪雨災害廃棄物処理基金補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |